

新旧対照表

改正前	改正後																																																								
兵庫県	兵庫県																																																								
多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針	多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針																																																								
1 取組の推進に関する基本的考え方 <div style="text-align: right;"><略></div>	1 取組の推進に関する基本的考え方 <div style="text-align: right;"><略></div>																																																								
2 農地維持支払交付金に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ア、イ <div style="text-align: right;"><略></div>	2 農地維持支払交付金に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ア、イ <div style="text-align: right;"><略></div>																																																								
ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等 ① 地域資源の基礎的保全活動	ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等 ② 地域資源の基礎的保全活動																																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">活動要件の設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動指針の構成</td> <td>研修</td> </tr> <tr> <td>テーマ</td> <td>地域内での話し合い</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うための話し合い</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>・地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の取組の質的・量的な充実・向上を図り、地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うため、今後の集落の農業（営農）について、話し合いを行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>毎年度、実施する</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活動要件の設定	活動指針の構成	研修	テーマ	地域内での話し合い	取 組	地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うための話し合い	取組内容	・地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の取組の質的・量的な充実・向上を図り、地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うため、今後の集落の農業（営農）について、話し合いを行うこと。	活動要件	毎年度、実施する	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">活動要件の設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動指針の構成</td> <td>研修</td> </tr> <tr> <td>テーマ</td> <td>地域内での話し合い</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うための話し合い</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>・地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の取組の質的・量的な充実・向上を図り、地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うため、今後の集落の農業（営農）について、話し合いを行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>毎年度、実施する</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>区 分</u></td> <td style="text-align: center;"><u>取組の追加</u></td> </tr> <tr> <td><u>活動指針の構成</u></td> <td><u>実践活動</u></td> </tr> <tr> <td><u>テーマ</u></td> <td><u>農用地</u></td> </tr> <tr> <td><u>活動項目</u></td> <td><u>畦畔・農用地法面等</u></td> </tr> <tr> <td><u>取 組</u></td> <td><u>融雪排水促進のための対策</u></td> </tr> <tr> <td><u>取組内容</u></td> <td><u>・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや土砕砕等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。（※融雪剤の使用は除く）</u></td> </tr> <tr> <td><u>活動要件</u></td> <td><u>二</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>区 分</u></td> <td style="text-align: center;"><u>取組の追加</u></td> </tr> <tr> <td><u>活動指針の構成</u></td> <td><u>実践活動</u></td> </tr> <tr> <td><u>テーマ</u></td> <td><u>水路</u></td> </tr> <tr> <td><u>活動項目</u></td> <td><u>水路</u></td> </tr> <tr> <td><u>取 組</u></td> <td><u>積雪被害防止</u></td> </tr> <tr> <td><u>取組内容</u></td> <td><u>・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。（※融雪剤の使用は除く）</u></td> </tr> <tr> <td><u>活動要件</u></td> <td><u>二</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>区 分</u></td> <td style="text-align: center;"><u>取組の追加</u></td> </tr> <tr> <td><u>活動指針の構成</u></td> <td><u>実践活動</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活動要件の設定	活動指針の構成	研修	テーマ	地域内での話し合い	取 組	地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うための話し合い	取組内容	・地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の取組の質的・量的な充実・向上を図り、地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うため、今後の集落の農業（営農）について、話し合いを行うこと。	活動要件	毎年度、実施する	<u>区 分</u>	<u>取組の追加</u>	<u>活動指針の構成</u>	<u>実践活動</u>	<u>テーマ</u>	<u>農用地</u>	<u>活動項目</u>	<u>畦畔・農用地法面等</u>	<u>取 組</u>	<u>融雪排水促進のための対策</u>	<u>取組内容</u>	<u>・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや土砕砕等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。（※融雪剤の使用は除く）</u>	<u>活動要件</u>	<u>二</u>	<u>区 分</u>	<u>取組の追加</u>	<u>活動指針の構成</u>	<u>実践活動</u>	<u>テーマ</u>	<u>水路</u>	<u>活動項目</u>	<u>水路</u>	<u>取 組</u>	<u>積雪被害防止</u>	<u>取組内容</u>	<u>・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。（※融雪剤の使用は除く）</u>	<u>活動要件</u>	<u>二</u>	<u>区 分</u>	<u>取組の追加</u>	<u>活動指針の構成</u>	<u>実践活動</u>
区 分	活動要件の設定																																																								
活動指針の構成	研修																																																								
テーマ	地域内での話し合い																																																								
取 組	地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うための話し合い																																																								
取組内容	・地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の取組の質的・量的な充実・向上を図り、地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うため、今後の集落の農業（営農）について、話し合いを行うこと。																																																								
活動要件	毎年度、実施する																																																								
区 分	活動要件の設定																																																								
活動指針の構成	研修																																																								
テーマ	地域内での話し合い																																																								
取 組	地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うための話し合い																																																								
取組内容	・地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の取組の質的・量的な充実・向上を図り、地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うため、今後の集落の農業（営農）について、話し合いを行うこと。																																																								
活動要件	毎年度、実施する																																																								
<u>区 分</u>	<u>取組の追加</u>																																																								
<u>活動指針の構成</u>	<u>実践活動</u>																																																								
<u>テーマ</u>	<u>農用地</u>																																																								
<u>活動項目</u>	<u>畦畔・農用地法面等</u>																																																								
<u>取 組</u>	<u>融雪排水促進のための対策</u>																																																								
<u>取組内容</u>	<u>・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや土砕砕等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。（※融雪剤の使用は除く）</u>																																																								
<u>活動要件</u>	<u>二</u>																																																								
<u>区 分</u>	<u>取組の追加</u>																																																								
<u>活動指針の構成</u>	<u>実践活動</u>																																																								
<u>テーマ</u>	<u>水路</u>																																																								
<u>活動項目</u>	<u>水路</u>																																																								
<u>取 組</u>	<u>積雪被害防止</u>																																																								
<u>取組内容</u>	<u>・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。（※融雪剤の使用は除く）</u>																																																								
<u>活動要件</u>	<u>二</u>																																																								
<u>区 分</u>	<u>取組の追加</u>																																																								
<u>活動指針の構成</u>	<u>実践活動</u>																																																								

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動特になし。

エ <略>

(2) 交付単価

ア 基本的考え方

対象組織への農地維持支払交付金の交付額は、協定に位置付けられている対象農用地について、イに規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

イ <略>

(3) 加算単価 (新設)

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

次の各号の農用地の内、多面的機能支払交付金実施要綱別紙6第4の協定期間中の保全が図られる農用地を交付金の算定の対象とする。

- ① 生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）に基づく生産緑地地区内の農用地

テーマ	農道
活動項目	施設の適正管理
取組	除排雪
取組内容	・活動計画書に位置付けた農道について、急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。(※融雪剤の使用は除く)
活動要件	ニ

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動特になし。

エ <略>

(2) 交付単価

ア 基本的考え方

対象組織への農地維持支払交付金の交付額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、イに規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

イ <略>

(3) 加算単価

事業計画に定める活動期間中に、新たに小規模集落（農村振興局長が別に定める基準を満たす集落）が保全管理する区域の農用地を追加した場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成29年度であって、平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において小規模集落が保全管理する区域の農用地を含める場合に加算できる交付単価（以下「小規模集落支援」という）は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

ただし、1小規模集落あたりの交付額は、20万円（うち国の助成10万円）/年を上限とし、1対象組織あたりの交付額は、40万円（うち国の助成20万円）/年を上限とする。

また、事業計画に定める活動期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該活動期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

地目	国の10アール当たりの交付単価	県の10アール当たりの交付単価	市町の10アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
田	500円	250円	250円	1,000円
畑	300円	150円	150円	600円
草地	40円	20円	20円	80円

(4) 交付金の算定の対象とする農用地

次の各号の農用地の内、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の実施期間中の保全が図られる農用地を交付金の算定の対象とする。

- ① 生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）に基づく生産緑地地区内の農用地

② 県若しくは市町の条例、契約、計画若しくは法律等（以下条例等という。）に基づき農業の多面的機能（平成 13 年 11 月 1 日付日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」が示すものをいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の維持・発揮のための取組が行われる農用地又はため池等と一体的に保全を図る必要がある農用地（参考 1）

③ 農業の多面的機能の全部又は一部の維持・発揮のための取組が農地維持活動を行う農振農用地区域内の農用地と一体的に行われる農用地

(4) その他必要な事項
特になし。

3 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上のための共同活動)に関する事項

(1)

<略>

(2) 交付単価

ア 基本的考え方

対象組織への資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の交付額は、協定に位置付けられている対象農用地について、イに規定する交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

また、多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合、実施要領第 2 の 9 に定める場合を除き、ウに規定する交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

なお、兵庫県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の交付単価については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区（農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払交付金又は多面的機能支払交付金制度に基づく協定により共同活動を 5 年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に取り組む対象農用地）は、基本単価の 7.5 割とする。

イ、ウ

<略>

(3)

<略>

4 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設・対象活動等

ア 基本的考え方

実施要領別記 1－2 に定める施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する国の指針に準じるものとする。

また、担い手の育成・確保、経営発展と集落が管理する水路・農道等の施設の長寿命化を目的として、対象組織が地域の将来の営農状況や整備状況を見据えて計画的に実施する補修又は更新を活動対象とする。

特に、農道に係る活動については、整備後の農道を更新等活動の対象とする。整備後の農道は、土地改良設計基準「農道」を参考とし、全幅 2.5m 以上の農道とする。

ため池の補修・更新等については、兵庫県ため池の保全等に関する条例（平成 27 年 4 月 1 日施行、兵庫県条例第 18 号）」に基づき、適正に実施するものとする。

農地に係る施設についても、地域の合意により協定に位置付けた場合、当該施設の補修、更新等を対象活動とする。

② 県若しくは市町の条例、契約、計画若しくは法律等（以下条例等という。）に基づき農業の多面的機能（平成 13 年 11 月 1 日付日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」が示すものをいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の維持・発揮のための取組が行われる農用地又はため池等と一体的に保全を図る必要がある農用地（参考 1）

③ 農業の多面的機能の全部又は一部の維持・発揮のための取組が農地維持活動を行う農振農用地区域内の農用地と一体的に行われる農用地

(5) その他必要な事項
特になし。

3 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上のための共同活動)に関する事項

(1)

<略>

(2) 交付単価

ア 基本的考え方

対象組織への資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の交付額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、イに規定する交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

また、多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合、実施要領第 2 の 9 に定める場合を除き、ウに規定する交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

なお、兵庫県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の交付単価については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区（農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払交付金又は多面的機能支払交付金制度に基づく協定により共同活動を 5 年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に取り組む対象農用地）は、基本単価の 7.5 割とする。

イ、ウ

<略>

(3)

<略>

4 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設・対象活動等

ア 基本的考え方

実施要領別記 1－2 に定める施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する国の指針に準じるものとする。

また、担い手の育成・確保、経営発展と集落が管理する水路・農道等の施設の長寿命化を目的として、対象組織が地域の将来の営農状況や整備状況を見据えて計画的に実施する補修又は更新を活動対象とする。

特に、農道に係る活動については、整備後の農道を更新等活動の対象とする。整備後の農道は、土地改良設計基準「農道」を参考とし、全幅 2.5m 以上の農道とする。

ため池の補修・更新等については、兵庫県ため池の保全等に関する条例（平成 27 年 4 月 1 日施行、兵庫県条例第 18 号）」に基づき、適正に実施するものとする。

農地に係る施設についても、地域の合意により事業計画に位置付けた場合、当該施設の補修、更新等を対象活動とする。

なお、農地に係る施設については、集落が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象とすることができるものとする。

イ 地域の状況に応じて追加する対象施設・対象活動

区分	対象施設		対象活動		
			分類	項目	
項目の追加	集落が管理する施設	水路	補修	バルブの補修	
			更新等	バルブの更新	
			補修	取水施設の補修	
			更新等	取水施設の更新	
			補修	除塵施設の補修	
			更新等	除塵施設の更新	
		農道	補修	橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の補修	
			更新等	橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の設置、更新	
		ため池	補修	堆積土砂の浚渫	
		農地に係る施設	排水施設	更新等	暗渠排水の設置、更新
				補修	一筆排水 柵 の補修
				更新等	一筆排水 柵 の設置、更新
	取水施設		補修	一筆給水栓の補修	
			更新等	一筆給水栓の設置、更新	
	管理用施設		補修	鳥獣害防護柵の補修	
			更新等	鳥獣害防護柵の設置、更新	
			更新等	法面の管理用小段設置	
	農地		更新等	遊休農地の解消	
			更新等	畦畔の除去	
	生態系保全施設		更新等	生態系保全施設の設置、更新	

ウ <略>

(2) その他必要な事項 <略>

5 広域協定の規模

兵庫県においては、販売農家のうち第2種兼業農家の割合は68%と全国平均の54%を上回っており、1経営体あたりの経営耕地面積は1.08haで全国平均の半分以下と小規模な農業経営となっている。

また、平成27年度の県内の活動組織の1組織あたりの平均取組面積は、全国平均の77haを大きく下回る26haであり、その9割が1集落で占めている。

これらのことから、広域協定の対象とする区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又

なお、農地に係る施設については、集落が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象とすることができるものとする。

イ 地域の状況に応じて追加する対象施設・対象活動

区分	対象施設		対象活動		
			分類	項目	
項目の追加	集落が管理する施設	水路	補修	バルブの補修	
			更新等	バルブの更新	
			補修	取水施設の補修	
			更新等	取水施設の更新	
			補修	除塵施設の補修	
			更新等	除塵施設の更新	
		農道	補修	橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の補修	
			更新等	橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の設置、更新	
		ため池	補修	堆積土砂の浚渫	
		農地に係る施設	排水施設	更新等	暗渠排水の設置、更新
				補修	一筆排水 柵 の補修
				更新等	一筆排水 柵 の設置、更新
	取水施設		補修	一筆給水栓の補修	
			更新等	一筆給水栓の設置、更新	
	管理用施設		補修	鳥獣害防護柵の補修	
			更新等	鳥獣害防護柵の設置、更新	
			更新等	法面の管理用小段設置	
	農地		更新等	遊休農地の解消	
			更新等	畦畔の除去	
	生態系保全施設		更新等	生態系保全施設の設置、更新	

ウ <略>

(2) その他必要な事項 <略>

5 広域協定の規模

兵庫県においては、販売農家のうち第2種兼業農家の割合は68%と全国平均の54%を上回っており、1経営体あたりの経営耕地面積は1.08haで全国平均の半分以下と小規模な農業経営となっている。

また、平成27年度(注)の県内の活動組織の1組織あたりの平均取組面積は、全国平均の77haを大きく下回る26haであり、その9割が1集落で占めている。

これらのことから、広域協定の対象とする区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又

は100ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

6 地域の推進体制

(1)～(5)

<略>

7 その他

(1)～(3)

は100ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

さらに中山間地域等条件不利地域においては、50ha以上の規模もしくは、協定に参加する集落が3集落以上を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

「中山間地域等条件不利地域」とは、次に掲げるア～カのいずれかに該当する地域とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

イ 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項に基づき公示された過疎地域

エ 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

オ 半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

カ 農林統計に用いる地域区分において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域

6 地域の推進体制

(1)～(5)

<略>

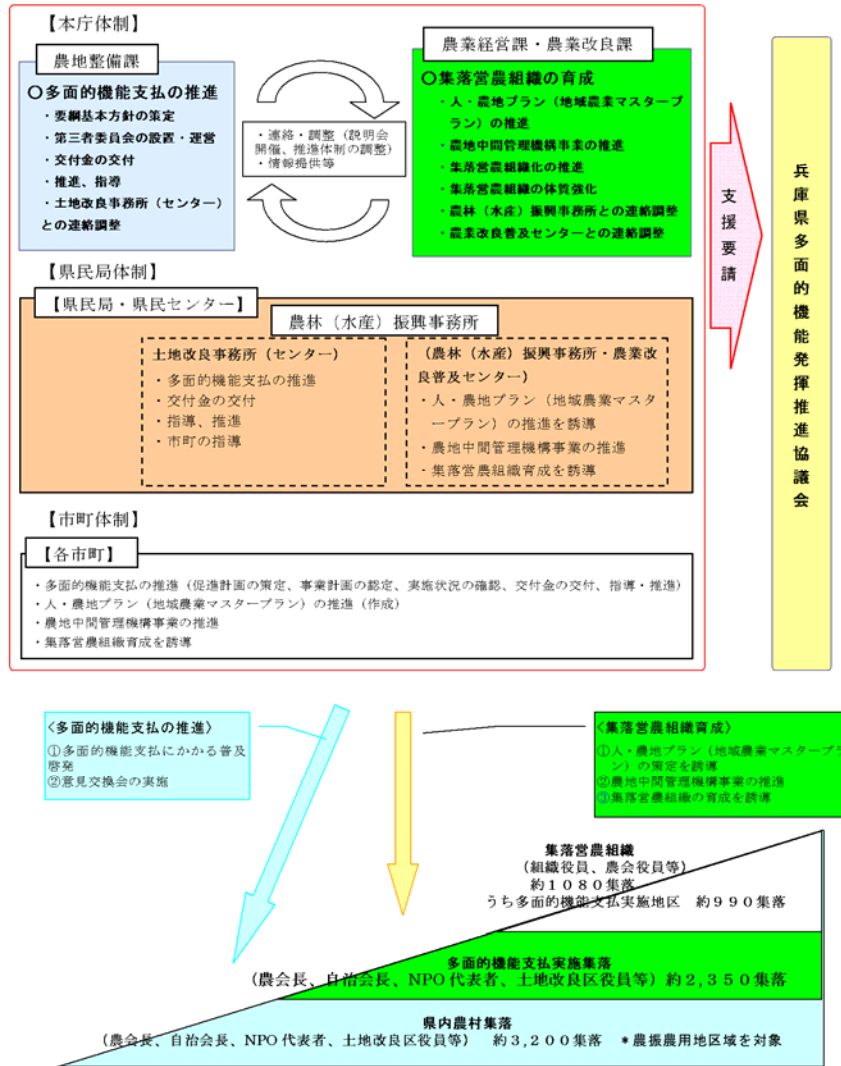
7 その他

(1)～(3)

改正前

参考2

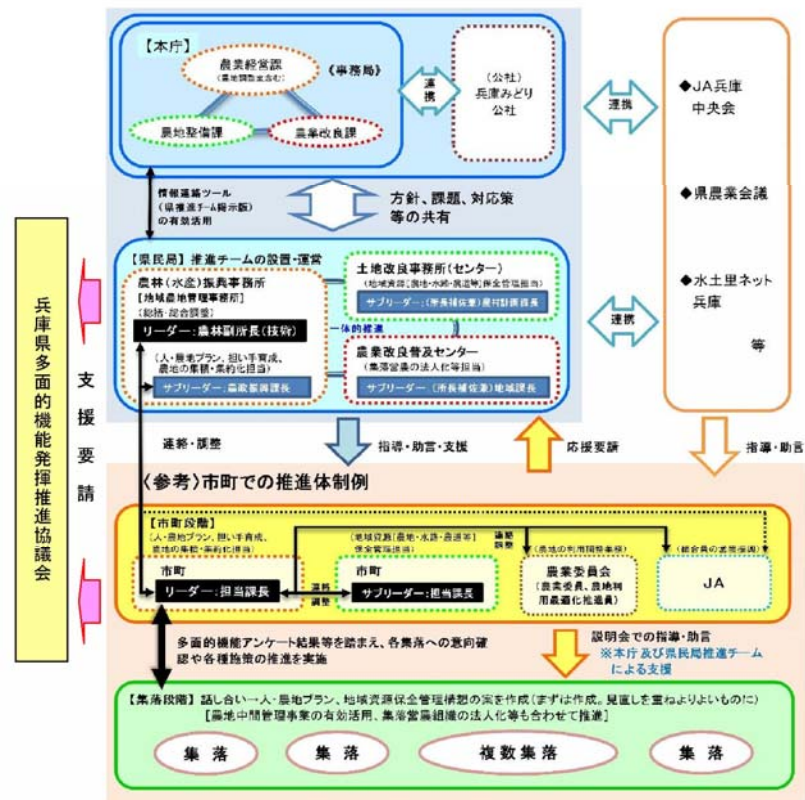
兵庫県における多面的機能支払推進体制



改正後

参考2

兵庫県における多面的機能支払推進体制



改正前				改正後					
(別紙1)				(別紙1)					
農地維持支払い交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件				農地維持支払い交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件					
第1 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件				第1 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件					
(1) 地域資源の基礎的な保全活動				(1) 地域資源の基礎的な保全活動					
地域活動指針			活動要件	地域活動指針			活動要件		
活動項目	取組			活動項目	取組				
点検 ・計画 策定	点検	【農用地】 <input type="checkbox"/> 遊休農地等の発生状況の把握 【水路（開水路、パイプライン）】 <input type="checkbox"/> 施設の点検 【農道】 <input type="checkbox"/> 施設の点検 【ため池（管理道路含む）】 <input type="checkbox"/> 施設の点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地等の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。	点検	【農用地】 <input type="checkbox"/> 遊休農地等の発生状況の把握 【水路（開水路、パイプライン）】 <input type="checkbox"/> 施設の点検 【農道】 <input type="checkbox"/> 施設の点検 【ため池（管理道路含む）】 <input type="checkbox"/> 施設の点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地等の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。			
	年度活動計画の策定	<input type="checkbox"/> 年度活動計画の策定		点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年度実施する。	年度活動計画の策定		<input type="checkbox"/> 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年度実施する。	
実践 活動	農用地	遊休農地発生防のための保全管理	<input type="checkbox"/> 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止ための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。 正、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。	農用地	遊休農地発生防のための保全管理	<input type="checkbox"/> 遊休農地発生防止のための保全管理		
		畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	<input type="checkbox"/> 畦畔・農用地法面等の草刈り <input type="checkbox"/> 防風林の枝払い・下草の草刈り <input type="checkbox"/> （新設）			農用地	畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	<input type="checkbox"/> 畦畔・農用地法面等の草刈り <input type="checkbox"/> 防風林の枝払い・下草の草刈り <input type="checkbox"/> 融雪排水促進のための対策	
		施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の適正管理 <input type="checkbox"/> 防風ネットの適正管理				農用地	施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の適正管理 <input type="checkbox"/> 防風ネットの適正管理
		異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置					農用地	異常気象時の対応
	水路（開水路・パイプライン）	水路の草刈り	<input type="checkbox"/> 水路の草刈り <input type="checkbox"/> ポンプ場、調整施設等の草刈り		水路（開水路・パイプライン）				水路の草刈り
		水路の泥上げ	<input type="checkbox"/> 水路の泥上げ <input type="checkbox"/> ポンプ吸水槽等の泥上げ			水路（開水路・パイプライン）			水路の泥上げ
		施設の適正管理	<input type="checkbox"/> かんがい期前の注油 <input type="checkbox"/> ゲート類等の保守管理				水路（開水路・パイプライン）		施設の適正管理

		<input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 <input type="checkbox"/> <u>（新設）</u>				<input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 <input type="checkbox"/> <u>水路の積雪被害防止</u>	
	異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置			異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	
農道	路肩・法面の草刈り	<input type="checkbox"/> 路肩・法面の草刈り			路肩・法面の草刈り	<input type="checkbox"/> 路肩・法面の草刈り	
	側溝の泥上げ	<input type="checkbox"/> 側溝の泥上げ			側溝の泥上げ	<input type="checkbox"/> 側溝の泥上げ	
	施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 路面の維持 <input type="checkbox"/> <u>（新設）</u>			施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 路面の維持 <input type="checkbox"/> <u>農道の除排雪</u>	
	異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置			異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	
ため池	ため池の草刈り	<input type="checkbox"/> ため池の草刈り			ため池の草刈り	<input type="checkbox"/> ため池の草刈り	
	ため池の泥上げ	<input type="checkbox"/> ため池の泥上げ			ため池の泥上げ	<input type="checkbox"/> ため池の泥上げ	
	附帯施設の適正管理	<input type="checkbox"/> かんがい期前の施設の清掃・除塵 <input type="checkbox"/> 管理道路の管理 <input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 <input type="checkbox"/> ゲート類の保守管理			附帯施設の適正管理	<input type="checkbox"/> かんがい期前の施設の清掃・除塵 <input type="checkbox"/> 管理道路の管理 <input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 <input type="checkbox"/> ゲート類の保守管理	
	異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置			異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	
研修	事務・組織運営等の研修	<input type="checkbox"/> 活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修	事務・組織運営等に関する研修について、活動期間中に1回以上実施する。	研修	事務・組織運営等の研修	<input type="checkbox"/> 活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修	事務・組織運営等に関する研修について、活動期間中に1回以上実施する。
	地域内での話し合い	<input type="checkbox"/> 地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うための話し合い	毎年度1回以上実施する。		地域内での話し合い	<input type="checkbox"/> 地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うための話し合い	毎年度1回以上実施する。

(2) 地域資源の適切な保全活動のための推進活動

<略>

第2 取組の説明

1 農地維持活動

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

1) 点検・計画策定

<略>

2) 実践活動

ア 農用地に関する取組内容

①遊休農地発生防止のための保全管理等

<略>

②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り

(2) 地域資源の適切な保全活動のための推進活動

<略>

第2 取組の説明

1 農地維持活動

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

1) 点検・計画策定

<略>

2) 実践活動

ア 農用地に関する取組内容

①遊休農地発生防止のための保全管理等

<略>

②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り

□畦畔・農用地法面等の草刈り

・ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□防風林の枝払い・下草の草刈り

・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□〈新設〉

③施設の適正管理

<略>

④異常気象時の対応

<略>

イ 水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容

①水路の草刈り

<略>

②水路の泥上げ

<略>

③施設の適正管理

□かんがい期前の注油

・活動計画書に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

□ゲート類等の保守管理

・腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の適正管理

・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う。又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

□〈新設〉

□畦畔・農用地法面等の草刈り

・ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□防風林の枝払い・下草の草刈り

・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□融雪排水促進のための対策

・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破碎等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。（※融雪剤の使用は除く）

③施設の適正管理

<略>

④異常気象時の対応

<略>

イ 水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容

①水路の草刈り

<略>

②水路の泥上げ

<略>

③施設の適正管理

□かんがい期前の注油

・活動計画書に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

□ゲート類等の保守管理

・腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の適正管理

・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う。又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

□水路の積雪被害防止

・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。（※融雪剤の使用は除く）

③ 異常気象時の対応 <略>

ウ 農道に関する取組内容 <略>

①路肩、法面の草刈り <略>

②側溝の泥上げ <略>

③施設の適正管理

路面の維持

- ・活動計画書に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。

〈新設〉

④異常気象時の対応 <略>

エ ため池に関する取組内容 <略>

3) 研修 <略>

④異常気象時の対応 <略>

ウ 農道に関する取組内容 <略>

①路肩、法面の草刈り <略>

②側溝の泥上げ <略>

③施設の適正管理

路面の維持

- ・活動計画書に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。

農道の除排雪

- ・活動計画書に位置付けた農道について、急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。(※融雪剤の使用は除く)

④異常気象時の対応 <略>

エ ため池に関する取組内容 <略>

3) 研修 <略>

改正前				改正後			
(別紙3)				(別紙3)			
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設、 対象活動に関する指針				資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設、 対象活動に関する指針			
第1 対象施設、対象活動の項目				第1 対象施設、対象活動の項目			
対象施設		対象活動		対象施設		対象活動	
		補修	更新等			補修	更新等
集落が管理する施設	水路 (開水路) (パイプライン)	(水路本体) <input type="checkbox"/> 水路の破損部分の補修 <input type="checkbox"/> 水路の老朽化部分の補修 <input type="checkbox"/> 水路側壁の嵩あげ <input type="checkbox"/> U字フリューム等既設水路の再布設 (附带施設) <input type="checkbox"/> 集水樹、分水樹の補修 <input type="checkbox"/> ゲート、ポンプの補修 <input type="checkbox"/> 安全施設の補修 <input type="checkbox"/> バルブの補修 <input type="checkbox"/> 取水施設の補修 <input type="checkbox"/> 除塵施設の補修	(水路本体) <input type="checkbox"/> 素堀り部分からコンクリート水路への更新 <input type="checkbox"/> 水路の更新（一路線全体） (附带施設) <input type="checkbox"/> ゲート、ポンプの更新 <input type="checkbox"/> 安全施設の設置 <input type="checkbox"/> バルブの更新 <input type="checkbox"/> 取水施設の更新	集落が管理する施設	水路 (開水路) (パイプライン)	(水路本体) <input type="checkbox"/> 水路の破損部分の補修 <input type="checkbox"/> 水路の老朽化部分の補修 <input type="checkbox"/> 水路側壁の嵩あげ <input type="checkbox"/> U字フリューム等既設水路の再布設 (附带施設) <input type="checkbox"/> 集水樹、分水樹の補修 <input type="checkbox"/> ゲート、ポンプの補修 <input type="checkbox"/> 安全施設の補修 <input type="checkbox"/> バルブの補修 <input type="checkbox"/> 取水施設の補修 <input type="checkbox"/> 除塵施設の補修	(水路本体) <input type="checkbox"/> 素堀り部分からコンクリート水路への更新 <input type="checkbox"/> 水路の更新（一路線全体） (附带施設) <input type="checkbox"/> ゲート、ポンプの更新 <input type="checkbox"/> 安全施設の設置 <input type="checkbox"/> バルブの更新 <input type="checkbox"/> 取水施設の更新
	農道（全幅 2.5m以上）	(農道本体) <input type="checkbox"/> 農道路肩、農道法面の補修 <input type="checkbox"/> 舗装の打換え（一部） (附带施設) <input type="checkbox"/> 農道側溝の補修 <input type="checkbox"/> 橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の補修	(農道本体) <input type="checkbox"/> 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト） (附带施設) <input type="checkbox"/> 側溝蓋の設置 <input type="checkbox"/> 土側溝をコンクリート側溝に更新 <input type="checkbox"/> 橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の設置、更新		農道（全幅 2.5m以上）	(農道本体) <input type="checkbox"/> 農道路肩、農道法面の補修 <input type="checkbox"/> 舗装の打換え（一部） (附带施設) <input type="checkbox"/> 農道側溝の補修 <input type="checkbox"/> 橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の補修	(農道本体) <input type="checkbox"/> 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト） (附带施設) <input type="checkbox"/> 側溝蓋の設置 <input type="checkbox"/> 土側溝をコンクリート側溝に更新 <input type="checkbox"/> 橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の設置、更新
	ため池	(ため池本体) <input type="checkbox"/> 洗堀箇所 <small>の</small> 補修 <input type="checkbox"/> 漏水箇所 <small>の</small> 補修 <input type="checkbox"/> 堆積土砂の浚渫 (附带施設) <input type="checkbox"/> 取水施設の補修	(ため池本体) (附带施設) <input type="checkbox"/> ゲート、バルブの更新		ため池	(ため池本体) <input type="checkbox"/> 洗堀箇所 <small>の</small> 補修 <input type="checkbox"/> 漏水箇所 <small>の</small> 補修 <input type="checkbox"/> 堆積土砂の浚渫 (附带施設) <input type="checkbox"/> 取水施設の補修	(ため池本体) (附带施設) <input type="checkbox"/> ゲート、バルブの更新

		<input type="checkbox"/> 洪水吐の補修 <input type="checkbox"/> 安全施設の補修	<input type="checkbox"/> 安全施設の設置			<input type="checkbox"/> 洪水吐の補修 <input type="checkbox"/> 安全施設の補修	<input type="checkbox"/> 安全施設の設置
農地に係る施設	排水施設		<input type="checkbox"/> 暗渠排水の設置、更新	農地に係る施設	排水施設		<input type="checkbox"/> 暗渠排水の設置、更新
		<input type="checkbox"/> 一筆排水 柵 の補修	<input type="checkbox"/> 一筆排水 柵 の設置、更新			<input type="checkbox"/> 一筆排水の補修	<input type="checkbox"/> 一筆排水の設置、更新
	取水施設	<input type="checkbox"/> 給水栓の補修	<input type="checkbox"/> 給水栓の設置、更新	取水施設	<input type="checkbox"/> 給水栓の補修	<input type="checkbox"/> 給水栓の設置、更新	
	管理用施設	<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の補修	<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の設置、更新	管理用施設	<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の補修	<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の設置、更新	
			<input type="checkbox"/> 法面の管理用小段設置			<input type="checkbox"/> 法面の管理用小段設置	
	農地		<input type="checkbox"/> 遊休農地の解消	農地		<input type="checkbox"/> 遊休農地の解消	
	農地		<input type="checkbox"/> 畦畔の除去	農地		<input type="checkbox"/> 畦畔の除去	
生態系保全施設		<input type="checkbox"/> 生態系保全施設の設置、更新	生態系保全施設		<input type="checkbox"/> 生態系保全施設の設置、更新		

第2 取組の説明

(略)

第2 取組の説明

(略)